ほうじん鳥栖

2023
第101号
9/15

発行所
公益社団法人
鳥栖法人会
鳥栖市元町 1380-5
tel 0942-82-5400
fax 0942-84-0143
URL https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/tosu/
E-mail tosu-ho@kurume.ktarn.or.jp

サロンパスアリーナ（鳥栖市）

久光スプリングス（Vリーグ1部）

「世界へはばたく」SAGAから世界へ

新練習拠点「サロンパスアリーナ」がオープン！

サロンパスアリーナは、V.LEAGUE DIVISION1 WOMEN に所属するプロバレーボールチーム「久光スプリングス」の練習拠点です。充実した世界レベルの設備を整え、一般の方にもスポーツやイベント等で使用いただけるトレーニングアリーナです。

【写真提供】
SAGA久光スプリングス㈱

ごあいさつ

公益社団法人鳥栖法人会
会長　牟田 正明

皆様のご指名によりまして鳥栖法人会の第６代会長を拝命いたしました牟田正明でございます。

会長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

橋本前会長はじめ歴代会長の名を汚すことのないよう、誠心誠意、会長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

橋本健男前会長おかれましては、令和元年より４年間、鳥栖法人会の会長として多大なご尽力を頂きました。４年間の内、３年間は前代未聞のコロナウイルス感染拡大により事業活動が大幅に制限されるなかで、未加入事業所を一軒一軒訪問するなど会員増強運動に積極的に取り組まれ、退会される方も多くなった時期ではありましたが３年連続純増を達成されました。また、公益目的事業活動において、税知識の普及を目的としたイベントの実施、租税教室の拡充、地域社会貢献活動などに積極的に取り組まれ、公益社団法人としての基盤を確立してくださいましたことに、心より深く感謝申し上げます。

さて、鳥栖法人会は昭和４４年１月に創立し、平成２５年４月に公益社団法人となり、現在は約７８０社の会員で組織され、「税」に関する事業、地域企業・地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動する歴史と伝統のある法人会です。

この組織の更なる活性化をめざし、税の啓発活動や地域に密着した社会貢献活動に対しこれまでと同様に、そして新しい形も取り入れながら積極的に取り組んでまいります。

また、法人会の事業活動を継続をしていくうえで喫緊の課題である「会員増強」の推進と「福利厚生制度」の充実を図り、財政基盤の強化に努めてまいります。

つきましては、会員の皆様方からさらなるお知恵を拝借し、税務ご当局のご指導を仰ぎながらこの難問を克服し、進んでまいりたいと考えております。どうか会員の皆様方には、今までにも増してご支援ご協力をいただき、法人会活動への積極的なご参加をお願い申し上げます。

結びに当たりまして、会員の皆様方のご健勝と各企業の益々のご発展を祈念いたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。

新委員長紹介

委員会名	委員長名	会　社　名
総務委員会	伊東 和孝	有限会社 トーワインダストリー
公益委員会	野中 良司	株式会社 大石膏盛堂
税制委員会	永原 則昭	有限会社 魚喜
共益委員会	山津 浩善	株式会社 鳥栖セントラルゴルフ練習場
広報委員会	藤永 正広	有限会社 フジショウ
厚生委員会	中村 忠昭	株式会社 昭和電設工業

新支部長紹介

支部名	支部長名	会　社　名
基山支部	鳥飼 善治	鳥飼建設 株式会社
鳥栖支部	大島 弘三	株式会社 大島組
中原支部	牟田 彰三	有限会社 フジクラ
北茂安支部	藤永 正広	有限会社 フジショウ
三根支部	江頭 孝之	株式会社 ダイニチ
上峰支部	山口 裕久	山口産業 株式会社
吉野ヶ里支部	伊東 和孝	有限会社 トーワインダストリー
神埼支部	吉原 俊樹	有限会社 大阪屋

着任のごあいさつ

鳥栖税務署長
高橋　泰明

本年７月の定期人事異動で、関東信越国税局課税第二部統括国税実査官から、鳥栖税務署長として着任いたしました高橋でございます。
公益社団法人鳥栖法人会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

私は、鳥栖税務署をはじめ、福岡国税局管内の勤務が初めてでございますが、当地の歴史を拝見しますと、「長崎・薩摩両街道の分岐点」として、また、明治 22 年に鳥栖駅が開業され、昭和 30 年代の全盛期には 42 万平方メートルの敷地面積に５千人以上の職員が働き、鳥栖機関区には 62 両の配置機関車がある、まさに「鉄道の町」として発展し、現在におきましても、九州・長崎・大分自動車道が我が国初のクローバ型の鳥栖ＪＣＴで結ばれるほか、九州新幹線の運行など、九州交通網の要衝として多くの企業・工場が進出され、その交通の利便性からベットタウンとしての機能を併せ持っておられます。

更には、筑後川・脊振山系の自然と吉野ヶ里遺跡をはじめとする歴史的文化遺産にも恵まれ、素晴らしい環境と活気あふれる地域であり、このような場所で勤務できることを大変光栄に思っております。

鳥栖法人会におかれましては、新型コロナウイルスにより、会の活動にも多大な影響を受けられたと存じますが、５類感染症の移行も伴いまして、感染状況を十分に踏まえつつ感染防止対策を徹底するなど、積極的に各種研修会や講演会などを開催し、税知識の普及及び納税意識の高揚を図るほか、地域のための社会貢献活動などにも熱心に努められておられます。

私も各地域のお祭りで法人会の各支部が実施している税の啓発冊子の配布などに参加させていただき、猛暑にも負けない熱心な姿を心強く感じたところでございます。

これもひとえに、牟田会長をはじめ、役員の方々、事務局、そして会員の皆様方のご理解とご協力の賜物であると心から敬意を表す次第であります。

税務行政に目を向けますと本年 10 月から消費税仕入税額控除の「適格請求書保存方式」いわゆるインボイス方式が導入されます。

なお、インボイス制度におきましては、令和５年４月に、インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置やインボイス発行事業者に係る登録制度の見直しなど、一部改正がされておりますので、国税庁ＨＰやパンフレット、インボイス制度の説明会などを利活用していただき、ご確認・理解をしていただきますようお願いいたします。

これから私どもとしましても、制度の円滑な実施に向けて周知・広報に引き続き取組むこととしておりますが、私どもの力だけでは到底なし得るものではございません。税務行政のよき理解者として、今後とも鳥栖法人会の皆様のお力添えをいただき、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鳥栖法人会の今後益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業の更なるご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

鳥栖税務署幹部職員等紹介

（令和５年7月10日）敬称略

役職名	新		旧	
	氏名	前任地　役職	氏名	新任地　役職
署長	高橋　泰明	関東信越国税局　課税第二部 統括国税実査官	岡田　達也	福岡国税局　課税第一部 個人課税課長
総務課長	中村　浩二	伊万里税務署 総務課長	石橋　輝幸	筑紫税務署 総務課長
総務係長	堀部　雪絵	（留任）	堀部　雪絵	（留任）
管理運営・徴収部門　統括官	石山　育代	筑紫税務署 管理運営第三部門　統括官	原田　文雄	福岡国税局　徴収部 特別整理第一部門　評価公売専門官
個人課税第一部門　統括官	古賀稚佳子	福岡国税局　課税第一部 国税訟務官　主査	平田　宗彦	西福岡税務署 個人課税第二部門　統括官
個人課税第一部門　統括上席	尾崎　洋介	（留任）	尾崎　洋介	（留任）
個人課税第二部門　統括官	岩見　彰	（留任）	岩見　彰	（留任）
法人課税部門　統括官	平田　千栄	（留任）	平田　千栄	（留任）
法人課税部門　上席調査官（法人会担当）	小林　敦道	（留任）	小林　敦道	（留任）

《税務署からのお知らせ》 令和５年７月の大雨で被害を受けられた皆様へ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、期限の延長や納税の猶予ができる場合があります。
詳しい内容については、福岡国税局ホームページをご覧になるか、最寄りの税務署にお尋ねください。
（福岡国税局ホームページ　https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm）

公平税制の実現につとめる鳥栖法人会

第11回 鳥栖法人会 定時総会
（令和５年５月25日 木曜日）

新会長に牟田正明氏

公益社団法人鳥栖法人会（会長 橋本健男　正会員数７２１名）の第１１回定時総会を、５月２５日（木）午後３時５０分よりホテルビアントスにおいて約６０名の会員出席のもと、来賓に岡田達也鳥栖税務署長、平田千栄鳥栖税務署法人課税統括官、古賀豊子佐賀県税事務所長、新貝弘茂九州北部税理士会鳥栖支部長、厚生制度受託３社より４名を迎え、開催しました。

総会は、橋本会長挨拶のあと、会長が議長となり、議事録署名人に中村忠昭氏、江上和正氏の両名を指名し議事に入り、第１号議案「令和４年度決算承認の件」、第２号議案「現行定款変更の件」、第３号議案「任期満了に伴う役員改選案承認の件」、第４号議案「常勤役員に対する報酬額承認の件」いずれも原案通り満場一致で承認可決されました。また、小田専務理事より令和４年度事業報告、令和５年度事業計画及び予算の説明がされ、すべての報告も滞りなく行われました。続いて新理事による臨時理事会が開催され、会長に牟田正明氏が選任されました。牟田新会長挨拶に続き令和４年度の功労者表彰が行われ、受賞者には感謝状及び記念品が授与されました。最後に、来賓としてご臨席の岡田鳥栖税務署長、古賀佐賀県税事務所長より祝辞をいただき総会は終了しました。

総会終了後、会員相互の親睦と情報交換を目的に会員交流懇親会を開催し親睦を深めました。

令和４年度　貸借対照表

（単位:円）

科 目	令和３年度	令和４年度	増　減
流動資産	6,566,920	5,553,915	△ 1,013,005
固定資産	12,358,829	12,358,829	0
資産合計	18,925,749	17,912,744	△ 1,013,005
流動負債	96,184	100,236	4,052
固定負債	0	0	0
負債合計	96,184	100,236	4,052
正味財産合計	18,829,565	17,812,508	△ 1,017,057

総会記念公開講演会

総会前、作家・ジャーナリストの門田隆将氏を講師に迎え「激変する国際情勢と日本」と題して公開講演会を開催。日中関係の話題はもちろん、５月 19 日～21 日に行われた G7 広島サミットについて、また、LGBT 理解増進法にまつわるお話などを帰り時間ぎりぎりまで講演いただきました。

聴講者：１２６名（うち一般参加２８名）

～功労者表彰～

鳥栖法人会会長表彰（在任表彰）

理　　事　井上義博 様　有限会社 井上製麺

特別功労者表彰

橋本健男 様　古賀義治 様　松尾政博 様
古賀久登 様　藤永美喜子 様　大坪　寛 様
田代勝久 様　浦　勉 様

令和４年度会員増強運動表彰（会員勧奨３社以上）

九州北部税理士会鳥栖支部（支部長 鳥飼秀巳）様
橋本健男 様　株式会社 ハシモト保険センター
松尾政博 様　株式会社 マツコー
藤永正広 様　有限会社 フジショウ

令和４年度福利厚生制度表彰

支部表彰：三根支部 様（江頭孝之支部長）
個人表彰：大隈栄一 様　大同生命保険 株式会社
森田賢一 様　大同生命保険 株式会社

≪会長表彰≫井上義博 様

≪特別功労者表彰≫橋本健男 様

第25回 女性部会報告会
第39回 青年部会報告会

５月２２日（月）鳥栖市古賀町の「光林飯店」で女性部会、青年部会の報告会を開催しました。コロナ禍で３年ぶりの合同開催となり、女性部会、青年部会合わせて２３名の出席により議事が進められました。

女性部会・青年部会とも議題は、「令和４年度事業報告及び収支決算承認の件」「令和５年度事業計画案及び収支予算案承認の件」「任期満了に伴う役員改選の件」の３議案でいずれも原案通り承認されました。

役員改選では、新女性部会長に松尾香代子氏（株式会社マツコー）、新青年部会長に藤田昌大氏（株式会社ふじた）が選任され、同時にそれぞれの副部会長、理事も決定しました。

議事終了後、青年部会では、今期で卒業の理事４名に感謝状と記念品が贈られ、最後に、ご来賓の鳥栖税務署岡田達也署長より祝辞をいただき、報告会を終了しました。

また、部会交流懇親会も３年ぶりに開催することができました。

功労者表彰　宮原章彦 様（株式会社ミヤハラ物流）
陣ノ内和見 様（株式会社陣内工務店）
弟子丸靖宏 様（株式会社弟子丸建設）
木下壮太郎 様（天吹酒造合資会社）

税知識の向上を図る鳥栖法人会

令和５年度 新役員紹介

（任期　令和５年５月25日～
令和７年５月総会開催日）

会長
牟田　正明
牟田建設㈱

副会長
齊藤　恭宏
㈱鳥栖構内タクシー

副会長
山下　幹夫
鳥栖倉庫㈱

副会長
田口　英信
田口電機工業㈱

副会長（鳥栖支部長）
大島　弘三
㈱大島組

副会長
永沼　功
㈲ルーキー

専務理事
小田　伸司
(公社)鳥栖法人会

常任理事（総務委員長）
伊東　和孝
㈲トーワインダストリー

常任理事（共益委員長）
山津　浩善
㈱鳥栖セントラルゴルフ練習場

常任理事（広報委員長）（北茂安支部長）
藤永　正広
㈲フジショウ

常任理事（公益委員長）
野中　良司
㈱大石膏盛堂

常任理事（税制委員長）
永原　則昭
㈲魚喜

常任理事（厚生委員長）
中村　忠昭
㈱昭和電設工業

常任理事（女性部会長）
松尾 香代子
㈱マツコー

常任理事（青年部会長）
藤田　昌大
㈱ふじた

常任理事
新貝　弘茂
九州北部税理士会鳥栖支部

常任理事
田中　久雄
鳥栖商工会議所

理　事
根本　剛
久光製薬㈱

理　事
横尾　和浩
㈱ヨコオ

理　事
江上　和正
㈱ニシキ

理　事
寺﨑　忠文
鳥栖ガス㈱

理　事
児玉　隆二
㈱中央軒

理　事
橋本　静子
㈱ハシモト保険センター

理　事
余田　貴司
㈱アルミス

理事（基山支部長）
鳥飼　善治
鳥飼建設㈱

理　事
大石　忠徳
サンポー食品㈱

理事（中原支部長）
牟田　彰三
㈲フジクラ

理事（三根支部長）
江頭　孝之
㈱ダイニチ

理　事
野田　初憲
㈲割烹松屋

理事（上峰支部長）
山口　裕久
山口産業㈱

理　事
空閑　彰彦
㈲三田川ダイハツ

理　事
福山　和彦
㈱アイテク

理　事
宮原　章彦
㈱ミヤハラ物流

理　事
陣ノ内和見
㈱陣内工務店

理事（神埼支部長）
吉原　俊樹
㈲大阪屋

理　事
岡村　良浩
㈱岡村建設

理　事
井上　義博
㈲井上製麺

理　事
弟子丸靖宏
㈱弟子丸建設

理　事
陣内　巧
㈱Ｊ・ベース

監　事
鳥飼　秀巳
九州北部税理士会鳥栖支部

監　事
鐘ヶ江伸哉
西日本リビング㈲

相談役
橋本　健男
㈱ハシモト保険センター

公平税制の実現につとめる鳥栖法人会

地域社会貢献活動・税知識の普及

「地域社会の活性化と環境保全に寄与」することを目的に次の事業を実施しました。

地域イベントに参加

支部の地域イベントに参加し、水切りネット＋税の啓発冊子「タックスフントとけんたくん」を来場者に配布しました。

「第36回とす弥生まつり」

令和５年３月26日（日）

鳥栖税務署より岡田達也署長はじめ税務署職員の方5名、大同生命鳥栖営業所より6名、法人会11名の計22名が参加し、税金クイズを実施しました。集合時間の9時30分頃は小雨模様でしたが、ステージイベントの始まる10時には雨も止み来場者も徐々に増え、税金クイズの解答者も336名となりました。

400セット配布。

「第36回きのくに祭り」

令和５年７月22日（土）

鳥栖税務署より着任されたばかりの高橋泰明署長はじめ税務署職員の方4名、大同生命鳥栖連絡所より7名、牟田正明会長はじめ法人会18名の計29名がパレードに参加し、水切りネット・税の啓発冊子を来場者に配布しました。

パレードスタート時間13時の気温は35℃。暑い時間帯ではありましたが、どうにか配布を終わりました。350セット配布。

「第 29 回長崎街道かんざき宿場まつり」

令和５年７月29日（土）

宿場まつりの開催に伴い、4年ぶりに宿場総おどり / パレードが開催され、鳥栖法人会も午後5時30分スタートのパレードに参加しました。神埼宿場茶屋から櫛田宮までの長崎街道約700mで水切りネットなどを一般の参加者に配布しました。

野中良司公益委員長はじめ、16名で参加。500セット配布。

「まつり鳥栖2023」

令和５年７月30日（日）

11 時 15 分からハシモト保険センター様会議室をお借りして、配布物の封入作業を実施。12 時 30 分過ぎに、フレスポ鳥栖から本町交差点（水田屋さん前）を折り返す、パレードに参加しました。高橋泰明鳥栖税務署長はじめ税務署職員の方3名、大同生命鳥栖連絡所より9名、全26名で参加。

550セット配布。

税知識の向上を図る鳥栖法人会

税知識の普及

青年部会のメンバーが講師を務めて租税教室を行いました。

神埼市立千代田西部小学校

令和５年７月11日（火）

講師：福山　徹（株式会社アイテク）

児童数
31名

千代田西部小　授業を受けての感想文から

Ｉさん：社会で少し税金のことを習っていたけど、税金がなかったら、世の中が大変になると聞いて税金の大切さをあらためて感じました。税金が無くなったら、学校に行くにもお金がかかるので、税金に感謝したいです。
今日教えてもらったことを、家に帰ってお父さんやお母さんに話したいと思いました。
これから、税金をおさめてくれる方々に感謝して、机やいす、学校の物を大切にあつかったりこわさないようにしたいです。

鳥栖市立田代小学校

令和５年７月19日（水）

講師：福山　徹（株式会社アイテク）

児童数
67名

田代小　授業を受けての感想文から

Ｔさん：税金の話を聞いて、税金はとても大切なものだと思いました。それと身近に感じなかった税金がとても身近に感じるようになりました。税金がないと、警察の人や信号が動いてくれないということが一番心に残りました。学校の教科書は税金で買ってもらっていると思うと、毎日教科書を使うのがうれしくなります。租税教室をして下さり、ありがとうございました。

寄付・寄贈

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会へ
レトルト食品386食分を寄贈しました。

学校が夏休みに入り、様々な事情で一日３食の食事ができない子供たち（家庭）のため、生活に困る世帯へ自立への手助けの一助となるよう寄贈しました。

８月４日（金）の受納式では、目録贈呈後、社協の小石正明会長から「食事もままならない貧困の家庭は私たちが思っている以上に多くあり、フードバンク事業へ食品をいただくがすぐに無くなる状況である。多くの食品を提供いただきたいへんありがたい。スクールワーカーや相談員を通じて、生活に困窮されている方にお渡ししたい。」とお礼の言葉をいただきました。

会員企業紹介

株式会社 服巻商事

【所在地】佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手2030-1
【TEL】0952-53-1234 【FAX】0952-53-1237
【資本金】1,000万円 【従業員数】 17名
【代表者】 服巻 康枝
【営業種目】 OA機器 事務用品 オフィス家具 複写機
クラウド保守サービス 環境用品 学校教材
図書施設 体育施設 工具 産業用品

1950年に神埼郡三田川町の目達原商店街にて創業。玩具や釣り具・文房具を販売した昭和から、平成そして令和へと、時代の変化とともにオフィス家具や事務用品のほか、リコーをはじめとしたOA機器や複写機・デジタルサービスなど、取扱商品の幅を広めて参りました。2001年には国道34号線沿いの吉野ヶ里営業本部に拠点を移し、お客様のトータルサポーターとして、オフィスに必要なものやご要望にきめ細かくお応えする商品を提案しております。

これからも、社員ひとりひとりが商品やサービスを通じてお客様に寄り添い、快適でスマートな仕事空間を実現し満足していただけるよう、誠心誠意努めて参ります。

司法書士法人州都綜合法務事務所

【所在地】佐賀県鳥栖市秋葉町３丁目１８番地６
【TEL】0942-83-0044 【FAX】0942-83-0054
【HPアドレス】 www.shuto-office.com
【従業員数】 ３３名（司法書士資格者９名）
【代表者】 原弘安、池見智幸
【事業内容】 不動産登記（相続、売買、贈与等）、
企業法務（設立、役員変更、ホールディング）、
生前対策（遺言、家族信託、生前贈与等）、
財産管理（後見、遺言執行、相続財産管理等）、
死後事務、裁判関係（書類作成）、債務整理（破産、再生、任意整理）

平成１５年に鳥栖市にて開設、その後、お客様に末永くご愛顧いただけるようにと現在の司法書士法人州都綜合法務事務所へと法人化しました。私たちは「日本で最も感謝される法人になる」を企業理念とし、これまで日々精進してまいりましたが、法人となって今年で１４年になり、全国でも有数の規模になり、より多くの分野でのサービスを提供できるようになりました。これも偏に私たちをご愛顧頂いております会員の皆様方の御蔭であると感謝いたしております。

私たちを育てて頂いたこの地域の皆様方に最高の法的サービスが提供できるよう、社員一丸となって邁進致してまいります。

新規会員紹介

令和5年1月～令和5年7月

事業所名	住　所	業種	電話番号	支部
TOYO PACK KIYAMA株式会社	基山町小倉48-1	製造業	0942-50-5771	基山
株式会社トータルライフサポート	基山町宮浦486-176	記帳代行	0942-81-0609	基山
株式会社ジェイプラン	鳥栖市曽根崎町1484-7	人材派遣	0942-50-5503	鳥栖
株式会社筑後旅行センター トラベルサロン鳥栖	鳥栖市宿町1002-3	旅行業	0942-87-3611	鳥栖
エムアンドケイ株式会社	鳥栖市酒井西町799-2	防水業	0942-85-9488	鳥栖
株式会社エスビー商会	鳥栖市宿町1162-3	設計製作	0942-84-0707	鳥栖
上野自動車サービス	鳥栖市蔵上2丁目135	自動車整備	0942-82-0247	鳥栖
合同会社アヴニール企画	鳥栖市本町2丁目1456-1	動産リース	0942-85-9976	鳥栖
株式会社原一建設	鳥栖市元町1270-15	建設業	0942-84-4657	鳥栖
株式会社大坪装建	みやき町大字寄人293-2	建設業	0942-96-2979	三根
一般社団法人ふるさと振興協会	みやき町大字東尾737-5	サービス	0942-89-1600	北茂安
株式会社CARBANK-YGK	神埼市千代田町下板179-1	小売業	0952-37-7039	神埼

＊入会ありがとうございました。

令和５年度
税制改正のあらまし

令和５年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

Ⅰ| 法人税関係

１．中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年８００万以下の所得金額に対する軽減税率の特例１５％（本則１９％）の適用期限が２年間延長されました。

対象	本則税率		特例の税率
中小法人（資本金１億円以下の法人）	年８００万円超の所得金額	２３.２％	
	年８００万円以下の所得金額	１９％	１５％

＜適用時期＞

令和７年３月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

２．中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制について、それぞれ対象資産の見直しを行った上で、適用期限が２年間延長されました。

＜適用時期＞

令和５年４月１日～令和７年３月３１日までの間に対象資産の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

３．中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業等が災害への事前対策を強化するための中小企業防災・減災投資促進税制について、対象設備が新たに追加されるとともに、適用期限が２年間延長されました。

【制度の概要】

中小企業者等が中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に認定を受け事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価格の２０％（令和５年４月１日以後は１８％）の特別償却を適用できます。なお、令和７年４月１日以降に取得等する資産の特別償却率は１８％から１６％に引き下げられます。

＜適用時期＞

令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に事業継続力強化計画等の認定を受け、認定を受けた日から同日以後１年を経過する日までに対象設備の取得等をした場合に適用されます。

４．ＤＸ投資促進税制の見直し及び延長

デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）投資促進税制について、企業のデジタル人材等の育成・確保等取組を促進する観点から、ＤＸ認定基準に人材育成・確保等に関連する事項が要件化されるとともに、適用期限が２年間延長されました。

【制度の概要】

全社的なＤＸに向けた事業適用計画認定を受け、ＤＸ実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資を行った場合に３％（若しくは５％）の税額控除または３０％の特別償却が適用できます。

＜適用時期＞

令和５年４月１日から令和７年３月３１日までの間に認定の申請をした事業適用計画に従って取得等をする資産についてに適用されます。ただし、令和５年４月１日前に認定の申請をした事業適用事業適用計画に従って同日以後に取得等をする資産については適用されません。

５．研究開発税制の見直し及び延長

一般試験研究費の額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制について、税額控除や控除税額の上限について見直しが行われ、適用期限が３年間延長されました。

【制度の概要】

試験研究費の額がある場合に、その試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を、その事業年度の法人税額から控除することができます。なお、一般試験研究費に係る税額控除制度と中小企業技術基盤強化税制は選択適用となります。

＜適用時期＞

令和５年４月１日から令和８年３月３１日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

Ⅱ| 所得税関係

１．ＮＩＳＡ制度の抜本的拡充と恒久化

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、試算所得倍増につなげるために、ＮＩＳＡ（少額投資非課税）制度が抜本的に拡充されるとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、恒久的な措置とされます。

【制度の概要】

ＮＩＳＡ制度とは、「ＮＩＳＡ口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した株式や投資信託などの金融商品から得られる利益が非課税になる制度です。

成年が利用できる一般ＮＩＳＡ・つみたてＮＩＳＡ、未成年が利用できるジュニアＮＩＳＡの３種類があります。

【改正の内容】

一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（つみたて投資枠）が設けられ、年間投資上限額が１２０万円（改正前：４０万円）に拡充されます。

また、上場株式への投資が可能な現行の一般ＮＩＳＡの役割を引き継ぐ「成長投資枠」が設けられます。「成長投資枠」については、年間投資上限額が２４０万円（改正前：１２０万円）に拡充されるとともに、「つみたて投資枠」との併用が可能となります。

そのほか、年間投資上限額とは別に、生涯にわたる非課税保有限度額を新たに設定した上で、１，８００万円（うち成長投資枠は１，２００万円が上限）とされます。

なお、令和２年度税制改正で措置された令和６年１月から施行予定の「新ＮＩＳＡ制度」については、その施行が見直され、今回の抜本的拡充・恒久化した制度に移行されます。

（～令和５年）

	いずれか選択	
	つみたてＮＩＳＡ	一般ＮＩＳＡ
年間投資上限額	４０万円	１２０万円
非課税保有期間	２０年間	５年間
口座開設可能期間	平成３０年～令和１９年	平成２６年～令和５年
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

（令和６年～）

	いずれか選択	
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	１２０万円	２４０万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）	
非課税保有限度額（総枠）	1,８００万円（うち成長投資枠は1,２００万円が上限）	
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）	
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし
現行制度との関係	令和５年末までに現行の一般ＮＩＳＡ及びつみたてＮＩＳＡ制度において投資した商品は、新しい制度の枠外で、現行制度における非課税措置を適用	

＜適用時期＞

令和６年１月１日以後について適用されます。

２．その他

（１）特定非常災害に係る損失の繰越控除の見直し

（２）極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

Ⅲ　資産税関係

１．相続時精算課税制度の見直し

次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。（以下、省略）

２．暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

相続時精算課税制度が見直されることに伴い、暦年課税においても、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、暦年課税における相続前贈与の加算期間が見直されます。（以下、省略）

Ⅳ　消費税関係

１．インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置

令和５年１０月１日に施行されるインボイス制度について、円滑な制度移行を図る観点から以下の見直しが行われます。

（１）小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置

免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、納税額を売上税額の２割に軽減する負担軽減措置が３年間講じられます。（基準期間の課税売上が1,000万円以下のインボイス発行事業者が対象）

（２）一定規模以下の事業者に対する事務負担軽減措置

基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が１億円以下である事業者は、インボイス制度施行（令和５年10月１日）から６年間、１万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を認める事務負担の軽減措置が講じられます。

（３）少額な返還インボイスの交付義務の見直し

（４）登録申請手続きの柔軟化

Ⅴ　その他

１．電子帳簿等保存制度の見直し

２．先端設備等導入計画に基づく固定資産税の減免制度の創設

３．自動車重量税のエコカー減税の見直し

（全法連発行「令和５年度税制改正のあらまし」から、紙面都合により主要な箇所を抜粋し掲載しています。詳しくは「あらまし」をご覧ください）

公平税制の実現につとめる鳥栖法人会

Houjin TOSU 101 ⑪

事業者のみなさま

消費税の インボイス制度

令和5年10月 スタート

※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です

インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や税務署での説明会・登録要否相談会をご案内しております。

説明会日程

新たな負担軽減措置

税負担・事務負担の軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係（インボイス関連）

補助金などの支援策も

IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

中小企業庁リーフレット

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和5年4月）

登録するかお悩みの方

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
  登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
  売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方

- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
  また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイスコールセンター　**0120 - 205 - 553**（無料）

9:00～17:00（土日祝除く）

※　個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

相談窓口一覧表

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和5年4月）

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。
さらに、2019年7月から**総合型ⓥLタイプα**を新発売いたしましたので「保険金額」「保険期間」に加えて「保険料・解約払戻金のバランス」をオーダーメイドで設定いただけるようになりました。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉

お亡くなりになるリスクに対する保険		重度の身体障がい状態による退職のリスクに対する保険		重大疾病による長期離職のリスクに対する保険		ケガ・病気による一時的な離職のリスクに対する保険
総合型ⓥ Lタイプα	＋	Tタイプ	＋	Jタイプ	＋	一時金型 Mタイプ

◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型ⓥLタイプα：大同生命の無配当歳満期定期保険（解約払戻金抑制割合指定型）とAIG損保のベーシック傷害保険

Tタイプ：大同生命の無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

Jタイプ：大同生命の無配当重大疾病保障保険（無解約払戻金型）

一時金型 Mタイプ：大同生命の無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社
佐賀支社/
佐賀県佐賀市神野東4-1-19（佐賀大同生命ビル2F）
TEL 0952-30-8111

AIG AIG損害保険株式会社
佐賀支店/
佐賀県佐賀市駅前中央1-9-45大樹生命佐賀駅前ビル2階
TEL 0952-26-4171

F-2023-0005（2023年5月16日）
23-073010 2023-05